

平成 29 年 5 月 22 日

コバルト 60 ガンマ線照射施設における 放射線利用振興協会を通じた依頼照射のご案内

東京大学大学院 工学系研究科
原子力専攻 共同利用管理本部

平素より施設利用共同研究の活動にご協力頂きまして誠にありがとうございます。さて、量子科学技術研究開発機構 高崎量子応用研究所のコバルト 60 ガンマ線照射施設における放射線利用振興協会を通じた依頼照射につきまして、ご案内申し上げます。依頼照射をご利用なさる場合には、下記の要領に従って申し込んで下さい。

1. 施設共用申込書の提出は、遅くとも 2 週間前に提出する。その際、照射手順について分かるように指示しなければならない。
2. 初回は来所頂き、放射線利用振興協会（以降、放振協）の照射スタッフと照射方法（治具等）や試料の出し入れ手順等について打合せながら照射を行う。次回から打合せのみで放振協のスタッフが行う。
ただし、簡単な照射の場合はメール等での事前打ち合わせのみでよい。
3. 試料は放振協の東大原子力専攻担当宛に送り、返信用の宛名書きは放振協担当者が行う。宛先は依頼者に放振協担当者が確認する。
4. 施設共用申込書等に基づき、放振協のスケジュール調整を行った結果、照射スタッフの都合が付かない場合はお断りする場合がある。

5. 依頼料金について（註：照射料とは異なる）

・ 取り付け、取り出しにかかる手数料	10,400 円
・ その他の技術料、相談料	1 時間あたり 5,200 円
・ 間接経費	上記の合計金額に対して 20%
・ 送料	500 円より
・ 消費税	8%

これらの料金をユーザーに配算された旅費から支出することができる。

※短時間照射の出し入れが続く場合、照射スタッフが時間的に拘束されるため、料金が高額になる可能性がある。

以上